

公 募

令和7年8月13日

分任契約担当官

関東森林管理局 大井川治山センター所長 後藤 寿也

下記のとおり不用物品（公用車）の購入希望者を公募します。

申し込みされる方は、下記に従い別途交付する応募要領及び仕様書等に基づき、現物熟覧のうえ買受申込書により申し込んでください。

記

1 件名

物件番号 1

品 名：三菱 パジェロ ロングZR （静岡300 む 4069）

初年度登録年月日：平成20年10月9日

走行距離：99,500km程度

所在地：静岡県榛原郡川根本町千頭950-2 大井川治山センター

※現場業務で使用していたことから、外観に傷やへこみがあり、内装に汚れや傷等があります。

2 申込資格

(1) 契約金額を現金で持参、若しくは現金書留で納付できる者に限る。

(2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(3) 国有財産法第16条の規定に該当しない者であること。

(4) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

3 現物閲覧及び応募要領等を交付する場所並びに日時

(1) 場所 〒428-0411静岡県榛原郡川根本町千頭950-2

大井川治山センター 技術専門官（総務担当）電話 0547-59-3344

(IP) 050-3160-6035

（資料は大井川治山センターホームページからダウンロードすることができます。）

(2) 日時 令和7年8月13日（水）～令和7年9月1日（月）（行政機関の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。

※現物閲覧ご希望の方は、事前に電話連絡をお願いいたします。

4 申込期限及び申込先（問合わせ先）

- (1) 申込期限 令和7年9月2日（火） 午前9時まで
郵送の場合は令和7年9月1日（月）午後5時までに到着受付分に限る。
- (2) 申込先 上記3の(1)に同じ。

5 申込方法

- (1) 配布資料等の「(3) 買受申込書」に必要事項を記入のうえ、申込先まで持参又は郵送にて提出すること。
- (2) 郵送の場合は、簡易書留または配達記録郵便等にて、令和7年9月1日の午後5時までに到着し、受付したものに限る。
- (3) 買受申込前に配布資料等の(5) 関東森林管理局署等随意契約見積心得「暴力団排除に関する誓約事項」を確認すること。なお、買受申込書の提出をもってこれに同意したものとする。
- (4) 買受にあたっては物件熟覧のうえ申し込み、引き渡し後の返品は認めない。
- (5) 現状渡しのため、隠れた瑕疵があった場合、または欠損している部品等があっても補償及び補充はしない。

6 契約締結期限

買受人を決定した翌日から7日以内

7 代金納入期限

契約締結と同時に契約金額を大井川治山センター収入官吏に現金納入すること。

8 引き渡し及び名義変更等

- (1) 引き渡しは代金納入日とし、引き取りは引き渡し後15日以内（行政機関の休日を除く。）とする。午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）。契約者は引取日を事前に連絡し、了解を得ること。
- (2) 引き渡し場所については 静岡県榛原郡川根本町千頭950-2 大井川治山センターとする。
- (3) 引き渡しの際は「(4) 引き渡し注意兼物品受領書」に署名して引き渡し職員に提出すること。
- (4) 名義変更の費用等は契約者の負担とする。名義変更後、名義変更した旨が記載された書類を提出すること。

9 その他

- (1) 提出された買受申込書について、無効の取り扱いとなる場合は、「関東森林管理局署等随意契約見積心得」の見積りの例によるものとする。
- (2) 買受申込書に記載された金額が予定価格以上かつ最高金額の者と契約する。
- (3) 買受人決定の通知は、最高金額の者に対して申込期限後、即日電話で行う。
- (4) 買受人決定後に天災その他不可抗力により売払物件に損害があった場合は、引き渡し

前であっても買受人負担とする。

- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (6) 契約保証金は、代金即納のため免除する。
- (7) 契約書の作成は、代金即納のため省略する。
- (8) インボイスの交付を希望する場合は物件引き渡し日以降に発行するので、その旨申し
でること。

1 0 配布資料等

- (1) 応募要領
- (2) 仕様書等
- (3) 買受申込書・委任状
- (4) 引き渡し注意書兼物品受領書・委任状
- (5) 関東森林管理局署等随意契約見積心得

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは当森林管理局のホームページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html>の「公売・入札情報」をご覧ください。